~ 港区にお住まいの65歳以上の方へ ~

季節性インフルエンザの予防接種を 実施します!

港区民で65歳以上(昭和32 年1月1日までに生まれた)の方は、インフルエンザの予防接種を無料で受けられます。かかりつけの医師等とよく御相談の上、希望する場合には予防接種を受けて流行に備えましょう。

接種期間: **令和3**年**10**月**1**日(金)から

<u> 令和4年1月31日(月)まで</u>

対象者:満65歳以上の方

(昭和32年1月1日までに生まれた人)

方 法:

みなと保健所から届いた、枠が水色の「令和3年度高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を必ず持参して、 指定医療機関で接種を受けて下さい。

60歳以上65歳未満の方で、

(昭和31年10月3日から昭和37年1月1日までに生まれた人) 次のいずれかの障害の等級が1級の身体障害者手帳を所持している人 も、インフルエンザ予防接種を1回無料で受けられます。

- ・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

問合せ: みなと保健所 保健予防課 保健予防係

電話 03-6400-0081 FAX 03-3455-4460

お知らせ周知期間:令和4年1月31日まで

「使ってみようSNS!町会・自治会向け入門講座」のお知らせについて

日頃から港区政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。 別紙のとおり、町会・自治会活動における LINE や Facebook の活用方法を提 案する「使ってみようSNS!町会・自治会向け入門講座」を開催します。

ご参加を希望される際は、各地区総合支所協働推進課に電話にてお申込みいただくか、講座案内の裏側に必要事項をご記入いただきFAXしてくださるようお願いいたします。

【講座に関するお問合せ】 産業・地域振興支援部 地域振興課 区民協働・町会自治会支援担当 西原・笠岡 Ta 03-3578-2557・2197

要ってみよう

町会・自治会向け入門講座

『回覧板だと情報が届くまでに時間がかかる』『町会の活動をもっと広めたい』 『役員同士で、会わずに自宅等から打ち合わせをしたい』 そんな悩みや課題を持った町会・自治会の活動をされている方々に、

LINEやFacebookの活用方法を提案します!



講座開催日

令和3年

11月10日(水)・17日(水)・ 12月3日(金)・4日(土)・6日(月)

内容

LINEコース

10時~10時50分 SNSの概要、LINEアプリの設定

10分休憩

トーク送受信、グループチャット、 11時~11時50分 ビデオ通話等

Facebookコース

13時~13時50分 SNSの概要

10分休憩

Fecebookアプリの設定、 14時~14時50分 記事投稿の方法等

講師紹介



NPO法人 埼玉情報センター事務局次長 秋本 創氏

NPO法人埼玉情報センター事務 局にてIT講師や相談対応、各種 情報化支援業務コーディネートを 担当。デジタル初心者向けに、ス マホ活用講座やSNS講座、情報 発信講座等多数開催

LINEやFacebookもSNSに含まれます。

募集対象

LINE

町会・自治会に加入されていて、 スマートフォン・タブレット等をお持ちの方

• LINEを使って役員同士・グループ間の連絡や打 ち合わせを行いたい方

SNSとは?

略で、オンライン上で人と人とのつながり をつくることができるサービスです。

ーシャル・ネットワーキング・サービスの

- 町会・自治会の活動を、幅広い世代へ効果的に発 信したい方
- 町会・自治会活動の担い手やイベントのお手伝い 等を、SNSを活用して募集したい方

参加料

無料

募集人数

各町会・自治会単位で、 2~3人でお申し込みください

- ※各回1コース10人程度(3~4団体程度)で実施します。
- ※希望があれば、両コースへのお申込みも可能です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、会場の定 員の半数以下の人数で、換気に留意して行います。本講座にご参加いただく方は、以下についてご理解・ご協力をお願いします。

- 受講前に健康状態の確認及び検温をしていただくとともに、 37.5度以上の発熱や息苦しさ、強いだるさ、咳等の症状がある 場合は、ご参加をお控えください。
- 受講中は、マスクの着用をお願いします。
- 受講に際し、手指消毒等にご協力をお願いします。

FAX

申込方法

お住まいの地区の総合支所協働推進課宛に電話又はFAXでお申込みください。

芝地区	\ 03-3578-3123	FAX: 03-3578-3180
麻布地区	\ 03-5114-8802	FAX: 03-3583-3782
赤坂地区	\ 03-5413-7272	FAX: 03-5413-2019
高輪地区	\ 03-5421-7621	FAX: 03-5421-7626
芝浦港南地区	\ 03-6400-0031	FAX: 03-5445-4590

申込期限

令和3年10月25日(月)まで

講座内容のお問合せ

港区 産業·地域振興支援部 地域振興課 区民協働·町会自治会支援担当 **C** 03-3578-2557

- ※ 当日は、スマートフォン、タブレットをご持参のうえ、直接、会場にお越しください。
- ※ 町会・自治会単位でSNSをご活用いただきたいため、可能な限り1町会・自治会あたり2~3人でお申し込みください。
- ※ お申込み順に受け付けます。
- ※ お住まいの地区以外での受講を希望される場合でも、お住まいの地区の協働推進課にご相談ください。
- ※ ご都合が悪くなった場合は、お申込みされた総合支所協働推進課宛へご連絡ください。

必要事項にご記入いただき、お申込みください。

参加希望コースに 〇をしてください		開催日	開催時間		開催コース		開催場所		
	11日	10ロ(水)	10時~11時50分		LINE	赤坂区民センター多目的室			
	11月10日(水		13時~14時50分		Facebook	港区赤坂4-18-13 赤坂コミュニティーぷらざ4階			
	11 ⊟	1170 <i>(-</i> k)	10時~11時50分		LINE	新橋区民協働スペース		ペース	
	11月17日(水)		13時~14時50分		Facebook	港区新橋6-4-2 きらきらプラザ新橋			
	126	ヨコロ(今)	10時~11時50分		LINE	麻布区民協働スペース			
	12月3日(金)		13時~14時50分		Facebook		港区六本木5-16-46 麻布保育園3階		
	12F]4日(土)	10時~11時	50分	LINE			ペース	
	127	14口(工/	13時~14時50分		Facebook		港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階		
	12E	月6日(月)	10時~11時50分		LINE		白金台区民協働スペース		
	12)	10H()1)	13時~14時50分		Facebook	港区白金台4-6-2 ゆかしの杜6階			
町会·自治会名									
氏 名 (役 職)		()	()	()	
連絡先									
当日持参する	機種	Android· 他(iPhone∙iPad)	And 他(lroid·iPhone·i	Pad)	Android·il 他(Phone∙iPad)	



家でも外でも

如ばない体を作る

スクワットなしでバランス能力を強化する!



ういケアみなと

港区立

参加いただけます。

がん在宅緩和ケア支援センター



1月6日

 $4:00 \sim 15:30$

10:00~20:00

10:00~17:00

(日曜・祝日を除く)



開演日の前日

11月5日(金)20:00まで

電話 03-6450-3421 FAX 03-6450-3583

詳しくは裏面をご参照ください

東京慈恵会医科大学附属病院 リハビリテーション科 技師長 准教授



状況により日程および開催方法の変更や開催を見合わせる場合がございます。



参加申込書 ういケアみなと がん緩和ケア区民講演会

家でも外でも転ばない体を作る

2021年 **11**月**6**日**⊕** 14:00~15:30 港区立がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと

参加者氏名	参加人数	人
連絡先(電話)		

申込・問い合わせ先

港区立がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと

電 話 03-6450-3421 FAX 03-6450-3583

FAXでお申し込みの場合は、上記の[参加申込書] に 氏名・連絡先(電話)・参加人数をご記入のうえ送信願います。 受付後確認の連絡をいたします。

受付時間 平日 10:00~20:00 / 土曜日 10:00~17:00 ※日曜・祝日を除く

申込締切 講演日の前日 11月5日(金) 20:00まで

- ●状況により日程および開催方法の変更や開催を見合わせる場合がございます。
- ●当日は感染予防のためマスクの着用と手指消毒をお願いいたします。また、体調が優れない方は参加をご遠慮ください。

アクセス





〒108-0071 東京都港区白金台4-6-2 ゆかしの杜5階

- ●東京メトロ 南北線
- ●都営地下鉄 三田線 「白金台」駅下車 2番出口 徒歩1分
- ●都営バス(品93)「白金台駅前」下車 徒歩1分



※駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

町会長・自治会長 各位

赤坂地区総合支所協働推進課長 中島 由美子

港区環境の美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例の 一部改正ついて

平素より、港区の環境行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 区では、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人等、全ての人が守るべきルールとして、港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に「みなとタバコルール」を定め、港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地等の屋外の公共の場所でのたばこの吸い殻のポイ捨て、路上喫煙を禁止しています。

現在、みなとタバコルールでは、屋外の公共の場所における紙巻きたばこの喫煙を 規制の対象としておりますが、この度、条例を改正し、<u>今和3年10月1日から、加</u> 熱式たばこ等の喫煙も、規制の対象となります。

これに伴い、令和3年10月1日以降は、屋外の公共の場所での加熱式たばこ等の 喫煙は、条例の禁止行為となりますので、町会、自治会の皆さまへの周知にご協力く ださいますよう、お願いいたします。

今後とも、みなとタバコルールへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先 港区赤坂地区総合支所協働推進課協働推進係 吉田・加瀬・高梨・中村 TEL 03(5413)7272

令和3年 10月1日から みなとタバコルールが変わります

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」が改正されます。

加熱式たばこの喫煙も港区指定喫煙場所をご利用ください。

港区は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、みなとタバコルールを推進しています。

改正条例では、加熱式たばこも規制の対象になります。

条例改正内容について詳しくは区ホームページをご覧ください。







